

議 案 第 29 号

摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件

摂津市消防団条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月19日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

消防団員の報酬の額を改定するとともに、消防団員の休団制度を導入するため、本条例を制定するものである。

摂津市消防団条例の一部を改正する条例

摂津市消防団条例（平成20年摂津市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「第7条」を「第7条第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（休団）

第5条の2 消防団員は、任命権者の承認を受けて、3年を超えない範囲内で、消防事務への従事の休止（以下「休団」という。）をすることができる。

2 休団をしている消防団員は、消防団員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

3 休団をしている期間については、報酬を支給しない。

4 休団をしている消防団員は、職務に復帰しようとするときは、任命権者の承認を受けなければならない。

第6条第1項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 勤務実績が良くない場合

第6条第2項中「前条各号」を「第5条各号」に改め、同条に次の1項を加える。

3 休団をしている消防団員に対する前項の規定の適用については、同項中「第2号」とあるのは、「第2号及び第3号」とする。

第7条に次の2項を加える。

3 停職者は、消防団員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

4 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

第11条の2に次の1項を加える。

2 第8条及び第9条の規定は、休団をしている消防団員には適用しない。

第12条第2項中「階級等」を「階級」に改め、同項第1号中「87,000円」を「82,500円」に改め、同項第2号中「52,000円」を「69,000円」に改め、同項第3号中「31,000円」を「50,500円」に、「6,900円」を「11,200円」に改め、同項第4号中「18,600円」を「45,500円」に、「4,100円」を「10,100円」に改め、同項第5号及び第6号中「18,600円」を「37,000円」に、「4,100円」を「8,200円」に改め、同項第7号中「16,300円」を「36,500円」に、「3,600円」を「8,100円」に改め、同項第8号を削り、同条第3項を次のように改める。

3 前項の報酬は、消防団員に任命された日の属する月から支給し、退職したときは、その退職の日の属する月まで支給する。ただし、いかなる場合においても重複して報酬を支給しない。

第12条に次の2項を加える。

4 前2項の規定により報酬の支給の対象となる期間（以下「支給対象期間」という。）のうちに休団又は停職の期間がある場合には、当該支給対象期間の日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前2項の規定により報酬の額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第13条第2項中「及び10月の2期に、それぞれの前月までの分」を「に前年度分」に改め、同条第3項中「非常勤特別職の」を「特別職の職員で非常勤のもの」の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第16号）の適用を受ける」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。